

計画の概要

1. 策定背景と主旨

戦後、栄養状態の改善や医学の進歩等により、わが国の平均寿命は急速に延び、現在世界有数の長寿国となっています。しかし、食生活や身体活動等の生活習慣が主な要因といわれる心疾患や脳血管疾患、がん等のいわゆる「生活習慣病」に罹患し死亡する人や、そのことにより介護を必要とする人は増加しています。

また、急速に少子高齢化や核家族化が進行し、高齢者世帯や単身世帯も増加しています。生活様式や価値観が変化・多様化し、地域においても人々のつながりが希薄になるなど、コミュニティの存続自体が危惧される時代になっています。生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことは、すべての人が望む共通の願いです。このことから、国は平成 12 年に、早世や要介護状態を減少させ健康寿命の延伸等を図るために、21 世紀の新しい国民健康づくり運動として「健康日本 21」を策定しました。さらに平成 14 年 8 月に国民の健康維持と疾病予防を目的とした法律「健康増進法」を制定し、市町村に「健康増進計画」の策定に努めるよう定めました。

平成 25 年には新たな計画として、健康寿命の延伸に加え、健康格差の縮小や生活習慣病の重症化予防、社会環境の整備等を目標とした「健康日本 21(第二次)」が策定されています。

このような背景から、本市では、平成 13 年に富士市健康増進計画「健康ふじ 21 計画」を策定し、市民の健康寿命の延伸を目指し、ライフステージに応じた健康づくり対策を推進するなど、健康でいきいきと暮らせるまちづくりに取り組んできました。また、平成 23 年には「健康ふじ 21 計画」の取組結果を踏まえ、新たに第二次富士市健康増進計画「健康ふじ 21 計画 II」を策定し、市民とともに健康づくり対策を進めてきました。

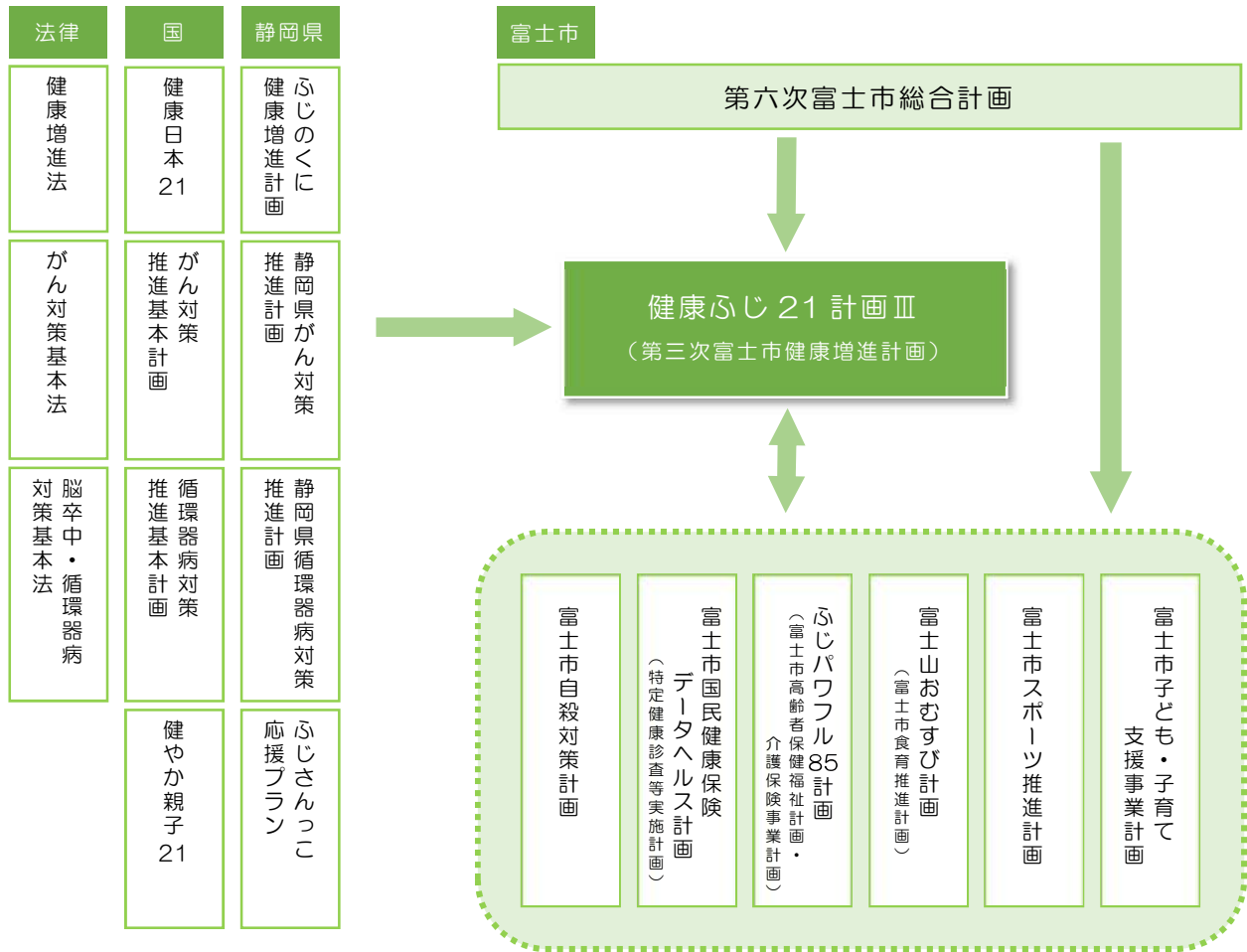
本計画は、前計画である「健康ふじ 21 計画 II」の基本的な考え方を継承しつつ、今後の社会情勢の動向を見据えた本市の健康課題に対応する計画としています。生活習慣病の発症及び重症化予防、地域と協働で取り組む健康づくり等を重点的に推進し、市民の健康づくり運動をさらに支援していくなど、健康寿命の延伸と生活の質の向上に努めていきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第 8 条に規定する「市町村健康増進計画」として定めるものであり、本市の実情に応じた健康づくり施策の基本計画かつ行動計画となるものです。また、がん対策基本法や脳卒中・循環器病対策基本法に規定される基本的施策を包含し、国が示す「健やか親子 21」の地方計画の側面も有します。

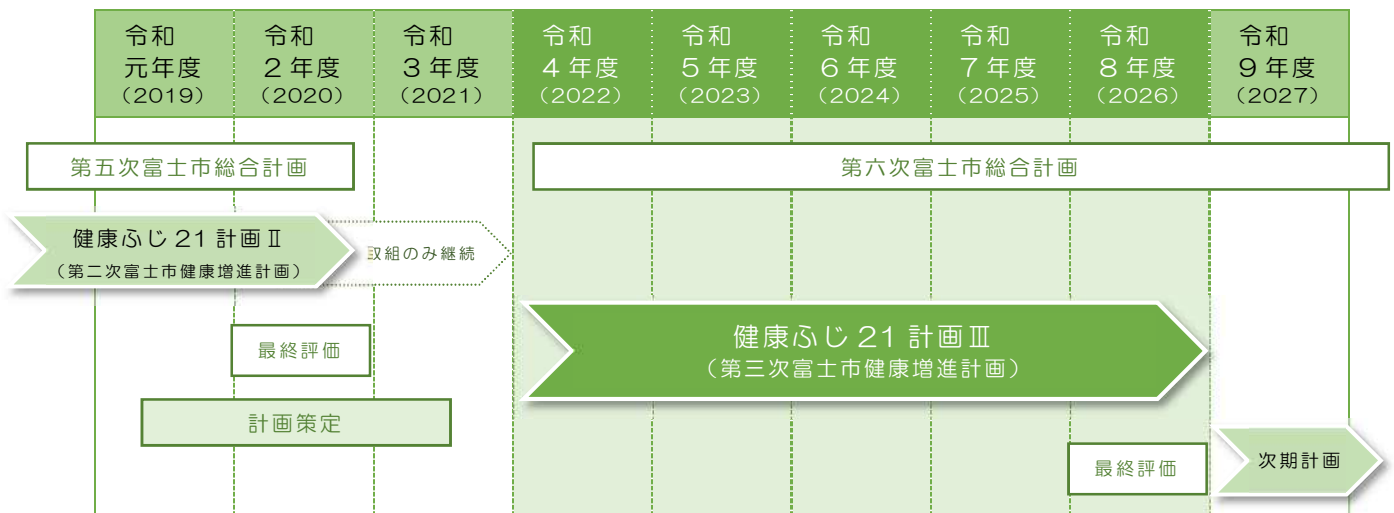
富士市総合計画を上位計画とし、「富士市自殺対策計画」や「富士市国民健康保険データヘルス計画」、「ふじパワフル 85 計画」等、関連する計画との整合性を図り策定しています。

■ 計画の位置づけ



3. 計画の期間

令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間の計画の期間とします*1。



*1 当初予定では、令和3年度から令和7年度を計画期間としていたが、令和2年初旬から世界的に広まった新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の社会的影響が甚大であったこと、またこれまでの習慣や社会常識が劇的に変化する可能性があったことから、本計画の策定を1年間延長している。なお、上位計画である第六次富士市総合計画の計画期間との整合性に留意している。

4. 計画の策定体制

富士市保健部健康政策課と地域保健課課員を構成員とする「第三次富士市健康増進計画検討会議」を設置し、関係機関等への聞き取りや調整を踏まえながら計画案の作成を行いました。また、関係機関・団体、学識経験者等で構成する「富士市健康づくり推進協議会」にて、計画案に関する審議を重ねました。

策定にあたっては、健康ふじ21計画Ⅱの最終評価や各種統計分析、市民健康意識調査等を実施し、本市の実情を反映した計画としています。

■ 策定体制

